

都市計画税の使途について(令和3年度当初予算分)

用途地域内の土地や家屋に課税される都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費の財源として使用されますが、令和3年度の当初予算における都市計画税の使途は、次のとおりです。

[歳入] 都市計画税の収入額 119,827 千円

[歳出] 都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費 458,020 千円

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	都市計画税	その他
土地区画整理事業	66,345	0	0	0	0	17,357	48,988
街路事業	66,416	0	1	3,100	816	17,376	45,123
下水道事業	325,259	0	0	0	0	85,094	240,165
合計	458,020	0	1	3,100	816	119,827	334,276

※1 都市計画税は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。